

2011.10.17

## ブラジル法務事情（1）

### 地方の物品流通サービス税と優遇税制の問題点

いわずとした BRICS の代表格、古くから日本の移民が、その文化にも貢献していますが、やはり、太平洋を斜めに横断しなければならない国、その距離からか、現在のブラジル法務事情については、あまり紹介されていないのが実情でしょう。今回は、進出企業にとって魅力的と思われる優遇税制とその問題点について紹介いたします。

ブラジルは、5つの地域、26の州からなる連邦制を採用し、地方行政区は5526に分かれています。ブラジル憲法では、それぞれの州、連邦区と地方行政区に課税権を認めています。各州と連邦区にあつては、ICMS と呼ばれる商品流通や州間の交通、通信、エネルギーサービスに関する税（付加価値税の一種）が、税収の主要なものとなっています。サンパウロ州では、大半の製品に関しては、18%、贅沢品に関しては25%の税率とのことです。

ICMS は、日本の消費税と同様、物の販売等を行う、納税義務者は、販売により得た税金を一旦預かり、自ら物の購入により支払った ICMS の額との差額を、月末に州などに支払うことになっています。そうすると、納税義務者から ICMS の支払いを受ける州は、納税義務者が他州で物の購入の際に支払った税額分を受け取れないことになります。

日本のように全国的な消費税しかない国では、このような地域間の差違については、連想するのが難しいですが、これを国際的な貿易差額のように考えればわかりやすいのではないのでしょうか。ある州で製造される物やその原材料を購入して他の様々な地域で販売する者は、販売した州での ICMS をほとんど支払わなくてよいという事態が起りえることになります。

ブラジル憲法は、この徴税方法だけでなく、優遇税制についても、全連邦で同等の規則に従って、これを行わなければならないと定めています。優遇税制は、全州からなるブラジル連邦財政局の委員 (CONFAZ) の事前の承認なしに実施できないこととされています。

しかし、実際には、各州で、税金の預かり分として認められる額を考慮したり、税金の対象となる物や税額を制限して、投資しようとする者に魅力的な優遇税制を、CONFAZ の承認を得ずに実施しています。企業がその州に進出してくれば、労働者の雇用創出などでメリットがあるからです。

ブラジルで、「財政戦争」と呼ばれる各州間の争奪戦は、この優遇税制が、同等でないということに起因しているといわれているようです。

このような優遇税制の実施により、損失を被る州は、憲法違反だとして最高裁での手続きをとるようになりました。数年にわたり判断を保留していた最高裁は、ようやく、このような CONFAZ の承認を得ていない優遇税制は無効だと宣言しました。

問題は、無効とされた優遇税制により、課税を免れていた納税義務者が、遡及的に税金を課される恐れがあるかという点ですが、これに対して最高裁は判断を示していません。

外国人投資家にとって、今後、ブラジル進出を考える際には、州独自の優遇税制を過大評価して進出先を決めてはいけないということです。

もちろん連邦が許容しているまたは CONFAZ が承認した優遇税制は、無効とされる心配はありません。

今回の報告は、Miguel Neto Advogados 法律事務所が、筆者に送ってくれている News Letter の 2011 年 9 月号のなかから Valeria Zotelli 弁護士（専門は税務と行政法）が記載されたものを参考に致しましたが、まとめ、翻訳等の文責は全て筆者にあります。

筆者：弁護士 苗村博子

（苗村法律事務所所長、1987 年弁護士登録）

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。